

◇庄の里ヘルパーステーション利用料金◇

「基本利用料」は以下のとおりであり、「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給又は倉敷市からの支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

1. 総合事業訪問介護対象者

I	週一程度の利用が必要な場合	要支援 1・2・(事業対象者)	1,172 円
II	週二回程度の利用が必要な場合	要支援 1・2・(事業対象者)	2,342 円
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援 2	3,715 円

2. 介護給付(特定事業所加算II)

①身体介護が中心である場合

サービスに要する時間と サービス利用料金	20分以上 30分未満 2,490 円	30分以上 1時間未満 3,950 円	1時間以上 5,770 円	以降30分 増すごとに 830 円
特定事業所加算II	250 円	400 円	580 円	80 円
合計金額	2,740 円	4,350 円	6,350 円	910 円
サービス利用に係る 自己負担額	274 円	435 円	635 円	91 円

②生活援助が中心である場合

サービスに要する時間と サービス利用料金	20分以上 45分未満 1,820 円	45分以上 2,240 円
特定事業所加算II	180 円	220 円
合計金額	2,000 円	2,460 円
サービス利用に係る 自己負担額	200 円	246 円

身体介護を中心である訪問介護サービスを受けた後に引き続きサービスに要する時間 20 分以上の生活援助が中心である訪問介護サービスを受けた場合は、上記サービス利用料金表①に生活援助のサービスに要する時間が 20 分から計算して 25 分を増すごとに 660 円(自己負担額 66 円)[1,980 円を限度とする]を加算します。

事業所と同一の建物に居住する利用者にサービスを行なう場合、所定利用料金から 10%の減算となります。

初回加算 200円

初回または初回の属する月に、「サービス提供責任者が自らサービス提供」したか、「サービス提供責任者が他のスタッフのサービス提供に同行すること」(過去 2 か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合、要支援から要介護・要介護から要支援の認定に変更になる場合は、再度算定)

介護職員処遇改善加算 I

「介護報酬総単位数×サービス別加算率(13.7)%×10」

介護職員特定処遇改善加算 I

「介護報酬総単位数×サービス別加算率(6.3)%×10」

自費のサービスも実施します。1時間 2,200円

エアコン、窓、ベランダの掃除 各 30分 1,100円(ケアハウスのみ実施)

【お問合せ先】

庄の里ヘルパーステーション

住 所:倉敷市山地1297番地

電話番号:(086)461-0035

担 当:重見 正美